

東広島市特定建築物定期報告の状況等の公表に関する要綱

(平成26年1月20日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による市長に対する定期調査の結果報告（以下「定期報告」という。）が適正かつ効果的に運用されることを目的として、定期報告の状況等を公表することについて必要な事項を定めるものとする。

(公表対象の建築物)

第2条 公表対象の建築物は、法第12号第1項の規定により、同項に規定する政令で定める建築物及び東広島市建築基準法施行細則（平成18年東広島市規則第14号。以下「細則」という。）第13条第1項に掲げる建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

(公表事項)

第3条 公表する事項は、次に掲げる事項とし、別記様式第1号により公表するものとする。

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在地
- (3) 特定建築物の用途
- (4) 東広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成28年東広島市規則第103号）による改正前の細則第13条第2項及び細則第13条第2項に規定する直近の定期報告の時期における当該定期報告の有無又は免除の別
- (5) 定期報告の次回報告年

2 公表の期間内に公表事項の変更があった場合は、速やかに当該事項の更新を行うものとする。

(公表の方法)

第4条 第3条の公表は、市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(事前通知)

第5条 第3条の公表を開始する時は、事前に当該特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理者）に対し、公表する旨を通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成26年2月3日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。